

昭和61年4月から実施されている新しい年金制度で、国民年金からはすべての国民に共通する基礎年金が支給されております。国民年金から支給される年金は次のものがあります。

◆老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（第3号被保険者であった期間、厚生年金などに加入していた20歳から60歳までの期間などを含む）、免除（全額・半額など）期間、合算対象期間（任意加入とされていた期間に被保険者とならなかった期間など）を合わせて、原則25年以上ある人が、65歳になったときから受け取れます。
※希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を一生涯受け取る「繰上げ請求」、65歳から70歳になるまでの間に増額された年金を一生涯受け取る「繰下げ請求」という受給方法もあります。

●年金額（平成18年度） 満額＝792,100円 老齢基礎年金の計算式

$$792,100円 \times \frac{\left(\frac{\text{保険料納付済期間}}{\text{納付済期間}} \right) \times \left(\frac{\text{全額免除月数}}{\text{月数}} \right) \times \frac{1}{3} + \left(\frac{4\text{分の}1}{\text{納付月数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\frac{2\text{分の}1}{\text{納付月数}} \right) \times \frac{2}{3} + \left(\frac{4\text{分の}3}{\text{納付月数}} \right) \times \frac{5}{6}}{40\text{年（加入可能年数）} \times 12\text{月}}$$

◆障害基礎年金

国民年金加入中（老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住者を含む）、もしくは、20歳前の病気やけがによって、障害認定日（原則、初診日から1年6ヵ月を経過した日）において障害等級（1級・2級）に定める障害の状態である場合などに支給されます。ただし、その障害のために初めて医師の診療を受けた日の前日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（免除含む）が3分の2以上あるか、または、直近の1年間に保険料の未納期間がないことが受給の条件（保険料納付要件の原則、特例）です。

●年金額（平成18年度）

	基本額	加算額	
1級	990,100円	子1人め・2人め	227,900円
2級	792,100円	3人め以降1人につき	75,900円

加算額：障害基礎年金の受給権を得た当時、受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以後の最初の年度末までにある子が、20歳未満の障害者）がいる場合に加算されます。

◆遺族基礎年金

国民年金に加入している人などが亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に、子が18歳に達する日以後の最初の年度末（障害のある子の場合は20歳）まで支給されます。ただし、障害基礎年金と同じく、保険料納付要件によっては支給されない場合があります。

●年金額（平成18年度）

	基本額	加算額	
妻	1,020,000円	2人め	227,900円
子	792,100円	3人め以降1人につき	75,900円

上記「妻」は、子のある妻です。

◆第1号被保険者だけの独自給付

★付加年金

月々の定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納めると、次の額の付加年金が老齢基礎年金に加算されます。**200円×付加保険料納付月数（年額）**

★寡婦年金

第1号被保険者期間のみで、国民年金保険料を納めた期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が、何も年金を受け取らずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上あった妻に60歳から65歳になるまでの間、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金の4分の3が支給されます。

★死亡一時金

第1号被保険者として国民年金保険料を36月以上納めている人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受け取らず死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、納付期間に応じて12万円～32万円が支給されます。

年金請求等の電話相談窓口

「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165 又は
留萌社会保険事務所 ☎0164-43-7211にご相談ください。

お誕生おめでとう
門田 昊こうや 弥こ 晋しん 慈じ 東とう 町
佐藤 怜れん 父ふ 博ひろ 和わ 子こ 高たか 寒せむ 別べつ

戸籍の窓
1月

社会福祉に
（ご厚志）
中間寒イベント会

ご寄付ありがとうございます
ごさいます
1月

詳しくは 町民課保健福祉グループ ☎5-1111（内線158）